

山梨県公報

第二千四百十八号

三 委託の期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十日まで

山梨県告示第百七十二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備するべき道路を指定した。

平成二十六年五月二十六日

山梨県知事 横内正明

道 路 の 種 類	道 路 の 種 類	路 線 名	路 線 名
県道	塩山勝沼線	甲州市大字塩山上於曾字塩山二〇三二番の七地先から 甲州市大字塩山上於曾字山腰一三九番の四地先まで	間

山梨県告示第百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峠北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十六年六月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月二十六日

山梨県知事 横内正明

道 路 の 種 類	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道 敷島竜王線	甲斐市牛句字宮前一六〇番の一 地先から 甲斐市牛句字宮前三三番の一地 先まで	三〇六・五	平成二十六 年五月二十 六日	

告示

山梨県告示第百七十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり貸付金の元利償還金の徴収事務を委託した。

平成二十六年五月二十六日

山梨県知事 横内正明

一 委託の相手方

甲府市北新一丁目二番十二号 社会福祉法人山梨県社会福祉協議会

二 委託に係る貸付金の元利償還金

山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付事業に係る貸付金の元利償還金

山梨県告示第百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十六年六月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月二十六日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	塩平塙平線	山梨市牧丘町倉科字西田四五六番地先から八番地先まで	一一三・〇	平成二十六年五月二十日
		山梨市牧丘町倉科字神田四九四		

山梨県告示第百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所において、この告示の日から平成二十六年六月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月二十六日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 県道
二 路線名 一軒茶屋荊沢線
三 道路の区域

区間		旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
新	旧			
一〇・二・一〇・三	七・九・八・四			
四三一・六	四三一・六			

◎ 隨意契約の相手方の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年五月二十六日

山梨県知事 横内正明

一 隨意契約によるることとした理由 山梨県財務会計システムの開発業務の受託者であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号該当）
五 契約金額 三千二百八十九万六千八百円
六 契約の相手方を決定した手続 隨意契約

（一）名称 日本電気株式会社 甲府支店 支店長 市川隆之
（二）住所 山梨県甲府市相生二丁目三番十六号

● 隨意契約の相手方の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年五月二十六日

山梨県知事 横内正明

一 隨意契約に係る役務の名称及び数量
（一）名称 山梨県総合河川情報システム保守点検業務
（二）数量 一式
二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
（一）名称 山梨県国土整備部治水課

(二) 所在地	山梨県甲府市市丸の内一丁目六番一号
三 隨意契約の相手方を決定した日	平成二十六年四月一日
四 隨意契約の相手方の氏名又は名称及び住所	
(一) 名称	日本電気株式会社 甲府支店 支店長 市川隆之
(二) 住所	山梨県甲府市相生二丁目三番十六号
五 契約金額	二千八百四十万四千円
六 契約の相手方を決定した手続	随意契約
七 隨意契約によることとした理由	山梨県総合河川情報システムの開発業務の受託者であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号該当）
● 國土調査の成果の認証	
國土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり國土調査の成果を認証した。	
平成二十六年五月二十六日	
一 調査を行った者の名称	
中央市及び身延町	
二 調査を行った時期	
中央市 平成二十四年七月三十一日から平成二十五年八月十二日まで	
身延町 平成二十一年六月二十六日から平成二十一年八月十二日まで	
三 成果の名称	
地籍図及び地籍簿	
四 調査を行った地域	
中央市西花輪の一部	
五 身延町三沢の一部	
六 認証年月日	
平成二十六年五月十六日	
● 屋外広告物の講習会について	
山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第三十五号）第三十四条の規定による講習会を開催する。	
平成二十六年五月二十六日	
山梨県知事 橫 内 正 明	

一 開催日時	平成二十六年九月十七日（水）午前九時十分
二 開催場所	甲府市北口二丁目八番一号 山梨県立図書館イベントスペース
三 科目	
4 1 屋外広告物に関する法令	
2 2 屋外広告物の表示の方法に関する事項	
3 3 屋外広告物の施工に関する事項	
四 受講手数料	
一科目につき千円（受講申込書に一科目につき千円に相当する額の山梨県収入証紙をはり付け、消印しないこと）	
受講手数料は、申込みを取り消した場合、又は講習を受講しなかった場合でも還付しない。	
五 受講申込み受付期間	
平成二十六年七月十五日（火）から九月一日（火）までの山梨県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで	
六 受講申込書の提出先	
甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県県土整備部県土整備総務課美しい県土づくり推進室（電話〇五五一二二三一一三二五）	
● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し	
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第一百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。	
平成二十六年五月二十六日	
一 山梨県知事 橫 内 正 明	
二 処分をした年月日	平成二十六年四月十三日
三 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名	
1 商号	原田鉄筋
2 主たる営業所の所在地	韮崎市中田町中條三千三十六番地一
3 代表者の氏名	原田晃司
四 許可番号	山梨県知事許可（般一二）第九三九〇号
五 処分の内容	鉄筋工事業に係る一般建設業の許可の取消し
六 処分の原因となつた事実	平成二十六年三月十九日付けて四に掲げる建設業を廃止

した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年五月二十六日

山梨県知事 横内正明

一 処分をした年月日 平成二十六年四月十四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 富士商工株式会社

2 主たる営業所の所在地 山梨市下神内川二十五番地の一

3 代表者の氏名 平山孝

三 許可番号 山梨県知事許可（般一一二）第二五七号

四 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となつた事実 平成二十六年四月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年五月二十六日

山梨県知事 横内正明

一 処分をした年月日 平成二十六年四月十四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 深山工務所

2 主たる営業所の所在地 笛吹市一宮町国分六百九十三番地一

3 代表者の氏名 深山文學

三 許可番号 山梨県知事許可（般一一二）第九三三二号

四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となつた事実 平成二十六年四月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年五月二十六日

第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年五月二十六日

山梨県知事 横内正明

一 処分をした年月日 平成二十六年四月十四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 富士・東部建設業協同組合

2 主たる営業所の所在地 都留市上谷六丁目七番二十九号

3 代表者の氏名 天野一

三 許可番号 山梨県知事許可（般一一三）第九五一九号

四 処分の内容 石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となつた事実 平成二十六年四月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年五月二十六日

山梨県知事 横内正明

一 処分をした年月日 平成二十六年四月二十八日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社コバヤシ工業

2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町小立千七百七十七番地一

3 代表者の氏名 小林佳一朗

三 許可番号 山梨県知事許可（特一一二）第三九五号

四 処分の内容 造園工事業に係る特定建設業の許可の取消し

五 処分の原因となつた事実 平成二十六年四月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年五月二十六日

山梨県知事 横内正明

	一 処分をした年月日 平成二十六年四月二十八日
二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名	1 商号 有限会社昭和土木
三 代表者の氏名 池田師工	2 主たる営業所の所在地 上野原市野田尻三百二十四番地一
四 处分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し	3 許可番号 山梨県知事許可（般一二四）第九四七号
五 处分の原因となつた事実 平成二十六年四月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。	三 許可番号 山梨県知事許可（般一二四）第九四七号
● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し	三 許可番号 山梨県知事許可（特一二一）第六六二九号
一 処分をした年月日 平成二十六年四月二十八日	四 处分の内容 左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名	五 处分の原因となつた事実 平成二十六年四月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。
1 商号 株式会社田中建設	一 処分をした年月日 平成二十六年四月二十八日
2 主たる営業所の所在地 北杜市白州町上教来石六百十番地	二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
3 代表者の氏名 田中和枝	1 商号 株式会社山晃電機工業
三 許可番号 山梨県知事許可（般一二四）第一〇八二号	2 主たる営業所の所在地 南アルプス市吉田千百二十四番地一
四 处分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し	3 代表者の氏名 山中康至
五 处分の原因となつた事実 平成二十六年四月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。	三 許可番号 山梨県知事許可（般一二三）第九〇四四号
● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し	四 处分の内容 土木工事業及び管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
一 処分を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。	五 处分の原因となつた事実 平成二十六年四月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。
二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名	一 処分をした年月日 平成二十六年四月二十八日
三 代表者の氏名 横内正明	二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
四 处分の内容	1 商号 株式会社山晃電機工業
五 处分の原因となつた事実 平成二十六年五月二十六日	2 主たる営業所の所在地 南アルプス市吉田千百二十四番地一
● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し	3 代表者の氏名 山中康至
一 処分を受けた年月日 平成二十六年四月二十八日	三 許可番号 山梨県知事許可（般一二三）第九〇四四号
二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名	四 处分の内容 土木工事業及び管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
三 代表者の氏名 横内正明	五 处分の原因となつた事実 平成二十六年四月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。
四 处分の内容	一 処分をした年月日 平成二十六年四月二十八日
五 处分の原因となつた事実 平成二十六年五月二十六日	二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し	1 商号 山梨県公安委員会告示第五十五号
一 処分を受けた年月日 平成二十六年四月二十八日	信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安全員会規則第七号）第四条の規定により告示する。
二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名	平成二十六年五月二十六日
三 代表者の氏名 佐藤洋一	三 代表者の氏名 佐藤洋一
四 处分の内容	四 处分の内容
五 处分の原因となつた事実 平成二十六年四月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。	五 处分の原因となつた事実 平成二十六年四月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

公安局委員會

山梨県公安委員会告示第五十五号
信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十
二年百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十六年五月二十六日

別表第三中

山梨県公安委員会
委員長 真田幸子

（二四）までの間（一〇〇メートル）

（二四、	までの間	（一〇〇メートル）
車両、軽車両、下山	時まで	日一七
指定車	の間	平成二
車両を除く	時から	五年七
車両、身障害者等乗	時まで	月二八
車両	の間	平成二
、許可	日一七	月二六
（	年八月二五日一七時から平成二五年八月二二日月二八日一七時まで	五年七
ハイ	）までの間	（
、クシ一ス、タバ	時から	六年七
型バスマイ	月一〇	平成二
路線バス	日一七	六年八
（	月三一	平成二
胎内洞窟入口交差点	時から	六年八
）から南都留郡鳴沢	月一七	日一七
村大字富士山八、五	日一〇	平成二
四五番地の一先（富士スバルライン終点	時から	六年八
）までの間（二四、	時から	六年八
ハイ	月三一	平成二
吉田富士	日一七	六年八
告示第五五号	六日	平成二六年五月二一
七一八		
（富士スバルライ		
河口富士湖線（富		
士河口富士湖		
（富士湖線（富士		
七一八		

に改める。

一〇〇メートル)

ヤー、
軽車両、
車両、下山
、許可、
指定車、
車、障害者、
体障害者、
車、車両、
車両、
乗車者等、
除く。

時間まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番